

議案第21号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部9の項の次に次のように加える。

9の 2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項及び第4項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	(1) 除票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付のとき。
		(2) 除票記載事項証明書交付手数料	1件につき300円	

別表 1 区民関係の部10の項の次に次のように加える。

10 の2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付のとき。
----------	--	-------------------	-----------	--------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等を交付する制度が明確化されたことに伴い、当該交付に係る手数料を定める必要がある。